

御意見の概要	これに対する考え方
<p data-bbox="151 197 785 235"><u>(1) 廃駆除剤の産業廃棄物への追加について</u></p> <p data-bbox="151 405 785 483"><u>(2) ポリ塩化ビフェニル ( P C B ) が混入した汚泥等の特別管理産業廃棄物への追加</u></p> <p data-bbox="183 528 785 772">汚泥であって P C B を含むもので、0.003mg / l という基準に適合しないものは既に「特定有害産業廃棄物」として定められているが、今回「汚泥のうち、P C B が混入したもの」を新たに特別管理産業廃棄物として設定する理由如何。</p> <p data-bbox="183 862 785 981">非製造過程から生じた汚泥、例えば工場の側溝汚泥に P C B が混入した場合の扱いはどうなるのか。</p> <p data-bbox="183 1025 785 1270">「汚泥のうち、P C B が混入したもの」及び「がれき類のうち、P C B が付着したもの」について、実情に即して、環境基準から算出した定量的な定義や実効性のある分析方法、測定しなければならない対象範囲を明確に規定されたい。</p> <p data-bbox="183 1314 785 1478">「がれき類のうち、P C B が付着したもの」は建設業に伴って排出されるものと考えてよいか。また、その場合の処理責任は元請業者と解して良いか。</p> <p data-bbox="183 1608 785 2016">ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ( P C B 特措法 ) においては、P C B 廃棄物を「P C B を含む油又は P C B が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの」と定義していることから、今回特別管理産業廃棄物に追加される「汚泥のうち、P C B が混入したもの」について P C B 特措法と整合を図る必要がある。</p>	<p data-bbox="842 197 1449 360">廃駆除剤の産業廃棄物への追加については、今回は改正を見送り、御意見を参考にしつつ、今後更に検討を進めてまいります。</p> <p data-bbox="842 539 1449 784">現在の「特定有害産業廃棄物」である汚泥は、製紙製造工程等において発生する P C B に限定されています。今回の改正は、変圧器等から漏れ出した P C B が汚泥に染み込んだものなどを P C B 廃棄物として適正に処理することを目的としています。</p> <p data-bbox="842 873 1449 952">今回の改正で追加する汚泥の対象となります。</p> <p data-bbox="842 1041 1449 1120">検定方法等については今後検討させていただきます。</p> <p data-bbox="842 1299 1449 1512">過去に事故によって P C B が漏れ出し、コンクリートがらに付着したもの等を主に想定しております。なお、建設工事によって発生した廃棄物については、原則として元請業者が排出者責任を負います。</p> <p data-bbox="842 1601 1449 1680">「汚泥のうち、P C B が染み込んだもの」と規定する予定です。</p>

少量ではあるが、ガラスにPCBが付着したものの等、PCB廃棄物としてPCB特措法に基づき届け出がなされていることから、これらの多品種少量のものも、特別管理産業廃棄物とするため、今回の改正は汚泥とがれき類に限定せず、PCBの含有が確認できる産業廃棄物を全て特別管理産業廃棄物とする旨の規定をおくことが必要である。

### (3) PCB廃棄物の収集運搬に係る基準の創設について

パブリックコメントでは「廃ポリ塩化ビフェニル等の収集運搬に係る運搬容器の基準の創設」とされているが、「PCB汚染物」については基準が及ばないと解してよいか。

#### 運搬容器の基準について

廃棄物に含まれるPCBの濃度に応じた運搬容器の基準を定められたい。

PCBを事前に液抜きした廃棄物と液抜きをしていない廃棄物については、容器基準を分けて規定されたい。

機器自体を容器と見なせる(漏洩のおそれがない)場合は、それ自体を運搬容器と見なせるように規定されたい。

特殊な容器等を義務付けるのではなく、一般に流通している容器で対応可能とされたい。

密閉型ではなく、トレイ等の開放型の容器も、運搬容器として取り扱えるよう規定されたい。

#### (省令のパブリックコメント)

安全な運搬容器とすることは当然であるが、容器の形状や大きさについては柔軟に対応できるものとし、安価な運搬容器となるような規定とされたい。

収納しやすいのはもちろんのこと、簡単な構造であり、積み込み、積み下ろしが容易で開封しやすいものとするにとされたい。

機器の取替え等で、不意にPCB廃棄物が発生した場合は、通常の運搬容器の規定

今回の改正が「汚泥のうち、PCBが混入したもの」及び「がれき類のうち、PCBが付着したもの」のみを対象とするのは、これらの廃棄物が大量に保管されていることが判明したことによるものです。

今回創設される運搬容器の基準は、「廃PCB等」のみならず、「PCB汚染物」及び「PCB処理物」にも適用されます。

廃棄物処理法に規定するPCB廃棄物についてその運搬容器の基準としては、密閉する又は漏洩防止のための必要な措置が講じられていること、収納しやすいこと及び損傷しにくいことを定めることとしています。

に捉われず、柔軟に対応できるようにして  
いただきたい。

(省令のパブリックコメント)

運搬施設における防災施設や収集運搬に  
従事する者への教育の規定を設けるので  
あれば、運搬の質向上及び価格の低減を目的  
とし、これらの規定を判断基準の一部とし  
たPCB収集運搬業者の優劣を示すよ  
うな制度の導入をお願いしたい。

PCB廃棄物の収集運搬については、自社  
による収集運搬でなく、専門の産業廃棄物  
収集運搬業者に委託するように誘導すべ  
きである。

低濃度PCB汚染物の取扱いについては、  
「低濃度PCB汚染物対策検討委員会」等  
の場で改めて議論すべきである。

廃棄物処理法における処理基準は、廃棄物  
が生活環境の保全上支障がないように処  
理されるように設けられたものであり、価  
格の低減等を目的とした規定を設けるこ  
とは考えていません。

収集運搬の主体については、PCB廃棄物  
の収集運搬基準や収集運搬ガイドライン  
が遵守されていれば、自社による収集運搬  
を排除する必要はないと考えます。

「低濃度PCB汚染物対策検討委員会」等  
の場で検討することとしています。